

通所リハビリテーション利用料一覧表

(令和6年6月改定)

(1) 介護保険サービス

＜1割負担＞○基本利用料(保険給付の1割負担分および自己負担分/1日あたり)

＜1割負担＞費目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険サービス費	1時間以上2時間未満	390円	420円	453円	484円	518円
	2時間以上3時間未満	404円	464円	526円	586円	646円
	3時間以上4時間未満	513円	597円	679円	784円	889円
	4時間以上5時間未満	584円	678円	771円	891円	1,010円
	5時間以上6時間未満	657円	779円	899円	1,042円	1,182円
	6時間以上7時間未満	755円	897円	1,035円	1,200円	1,361円

＜2割負担＞○基本利用料(保険給付の2割負担分および自己負担分/1日あたり)

＜2割負担＞費目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険サービス費	1時間以上2時間未満	779円	840円	905円	967円	1,037円
	2時間以上3時間未満	808円	927円	1,051円	1,171円	1,292円
	3時間以上4時間未満	1,026円	1,192円	1,345円	1,568円	1,777円
	4時間以上5時間未満	1,167円	1,355円	1,541円	1,781円	2,020円
	5時間以上6時間未満	1,313円	1,557円	1,798円	2,083円	2,364円
	6時間以上7時間未満	1,509円	1,794円	2,070円	2,400円	2,722円

＜3割負担＞○基本利用料(保険給付の3割負担分および自己負担分/1日あたり)

＜3割負担＞費目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険サービス費	1時間以上2時間未満	1,168円	1,260円	1,358円	1,450円	1,554円
	2時間以上3時間未満	1,212円	1,390円	1,576円	1,757円	1,937円
	3時間以上4時間未満	1,539円	1,788円	2,035円	2,352円	2,665円
	4時間以上5時間未満	1,751円	2,032円	2,311円	2,672円	3,029円
	5時間以上6時間未満	1,969円	2,336円	2,697円	3,124円	3,545円
	6時間以上7時間未満	2,263円	2,691円	3,105円	3,599円	4,083円

※上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により金額の違いが生じます。

○加算利用料(保険給付の自己負担分)

費目	1割	2割	3割	加算単	内容の説明
リハビリテーション マネジメント加算 イ	591円 (6月以内)	1,182円 (6月以内)	1,773円 (6月以内)	1月 あたり	医師等、多職種によるリハビリテーション会議で利用者の情報を共有し、居宅介護支援専門員に自立支援に関する情報提供を行います。また理学療法士等が居宅を訪問し、居宅サービス関係者又は家族に日常生活の留意点・介護指導を行います。リハビリテーション会議にて医師の指示を受けた理学療法士等が利用者又はその家族に対しリハビリテーション計画の説明を行う場合に加算されます。
	254円 (6月超)	507円 (6月超)	760円 (6月超)		

リハビリテーション マネジメント加算 ロ	626円 (6月以内) 288円 (6月超)	1,252円 (6月以内) 576円 (6月超)	1,877円 (6月以内) 864円 (6月超)	1月 あたり	リハビリテーションマネジメント加算Ⅰの要件に加え、利用者毎のリハビリ計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリの提供にあたり当該情報を有効活用している場合に加算されます。
リハビリテーション マネジメント加算 ハ	837円 (6月以内) 499円 (6月超)	1,674円 (6月以内) 998円 (6月超)	2,510円 (6月以内) 1,498円 (6月超)	1月 あたり	リハビリテーションマネジメント加算ロの要件に加え、管理栄養士を1名以上配置し、利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行い、言語聴覚士又は看護職員がその他職種の者と共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔健康状態にかかわる解決すべき課題を把握し、通所リハビリテーション計画の内容の情報等や口腔の健康状態に関する情報及び栄養状態に関する情報を関係職種が共有して、その情報を踏まえ、必要に応じ計画書を見直しを行っている場合に加算されます。
リハビリテーション マネジメント加算 医師の診断あり	285円	570円	855円	1月 あたり	上記のリハビリテーションマネジメント加算において、事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合に加算されます。
短期集中個別 リハビリテーション 実 施 加 算	116円	232円	348円	1月 あたり	退院(所)日の翌日の属する月又は開始日から3月以内退院・退所直後又は初めて要介護認定を受けた後に、早期に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的に、リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
認知症短期集中 リハビリテーション 実 施 加 算 (Ⅰ)	254円	507円	760円	1日 あたり	退院(所)日又は通所開始日から3月以内の期間に、1週間に2日を限度として個別にリハビリテーションを行い、リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ又はⅡを算定していた場合に加算さ
認知症短期集中 リハビリテーション 実 施 加 算 (Ⅱ)	2,026円	4,052円	6,077円	1月 あたり	退院(所)日の翌日の属する月又は開始日から3月以内に生活機能の向上に資するリハビリテーションを1月に4回以上実施し、実施頻度・場所・時間等が記載されたリハビリテーション計画を作成し、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定していた場合に加算されます。
生活行為向上 リハビリテーション 実 施 加 算	1,319円	2,638円	3,957円	1月 あたり	リハビリテーションマネジメント加算のいずれかを算定しており、退院(所)日の翌日の属する月又は開始日から6月以内に生活行為の内容の充実をはかるための目標及び当該目標をふまえたリハビリテーションを計画を作成し、利用者の有する能力の向上を支援した場合に加算されます。
移 行 支 援 加 算	13円	26円	38円	1日 あたり	評価対象期間において、当通所リハビリテーションの提供を終了した方のうち、指定通所介護等、その他社会参加に資する取組を実施する方の占める割合が3%を超えていること。また、社会参加の期間が3月以上継続される見込みの場合に加算されます。

口 腔 機 能 向 上 加 算 (I)	159円	317円	475円	3 か月 以内に 限り月2 回まで	言語聴覚士、歯科衛生士又は、看護職員を 1 名以上配置し、利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し、それに従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、定期的に記録し、また、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価している場合に、3 月以内の期間に限り1 月につき2 回を限度として加算されます。
口 腔 機 能 向 上 加 算 (II) イ	164円	327円	491 円	3 か月 以内に 限り月2 回まで	口腔機能向上加算(I)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、 <u>リハビリマネジメント加算ハを算定している場合</u> に加算されます。
口 腔 機 能 向 上 加 算 (II) ロ	169円	338円	507円	3 か月 以内に 限り月2 回まで	口腔機能向上加算(I)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、 <u>リハビリマネジメント加算ハを算定していない場合</u> に加算されます。
栄 養 改 善 加 算	211円	422円	633円	月2回 まで	低栄養状態にある又はその恐れのある利用者に対し、栄養ケア計画を作成し、適切なサービスの実施・評価・見直し等一連のプロセスを行った場合に、開始後3月以内に加算されます。ただし、状態の改善が認められず、引き続き必要と認められる場合は、引き続き加算されます。
栄 養 ア セ ス メ ン ト 加 算	53円	106円	159円	1月 あたり	利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員等の他職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者またはその家族に対して結果を説明し、相談等に応じており、また利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施にあたって当該情報を活用している場合に加算され
口 腔 ・ 栄 養 スクリーニング加算(I)	22円	43円	64円	6 月に 1 回程度	介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6 月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に加算されます。他の介護サービスの事業所にて当該利用者が口腔連携強化加算を算定していな
口 腔 ・ 栄 養 スクリーニング加算(II)	6円	11円	16円	6 月に 1 回程度	利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合に加算されます。他の介護サービスの事業所にて当該利用者が口腔連携強化加算を算定していないこ

中 重 度 者 ケ ア 体 制 加 算	22円	43円	64円	1日 あたり	利用者総数のうち、要介護3以上の割合が30％以上で、看護職員又は介護職員を指定基準より常勤換算方法で1以上加配している場合に加算されます。
若 年 性 認 知 症 利 用 者 受 入 加 算	64円	127円	190円	1日 あたり	若年性認知症の利用者様を対象に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます。
科 学 的 介 護 推 進 体 制 加 算	43円	85円	127円	1月 あたり	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況や心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供にあたって当該情報を活用している場合に加算されます。
サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (I)	24円	47円	70円	1日 あたり	介護を行う職員のうち、介護福祉士が占める割合が70％以上または勤続10年以上の介護福祉士が占める割合が25％以上である場合に加算されます。
サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (II)	19円	38円	57円	1日 あたり	介護を行う職員のうち、介護福祉士が占める割合が50％以上である場合に加算されます。
サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (III)	7円	13円	19円	1日 あたり	介護を行う職員のうち、介護福祉士が占める割合が40％以上もしくは通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の者の占める割合が30％以上である場合に加算されます。
重 度 療 養 管 理 加 算	106円	211円	317円	1日 あたり	次のいずれかに該当する状態の要介護3～5の利用者に対し、療養上必要な処置を行った場合に加算されます。 ・常時頻回の喀痰吸引を行っている。 ・人工呼吸器を使用している。 ・中心静脈注射を実施している。 ・ストマーの処置を実施している。 ・人工腎臓を実施し重篤な合併症を有する。 ・重篤な心機能障害等で常時モニター計測を実施している。 ・経鼻医管や胃瘻等の経管栄養が行われている。 ・褥瘡に対する治療を実施している。 ・気管切開が行われている。
退 院 時 共 同 指 導 加 算	633 円	1,266 円	1,900 円	退 院 後 1 回 限 り	病院又は診療所に入院中の者が退院するにあたり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が退院前のカンファレンスに参加し、退院時共同指導(病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での通所リハビリテーションに反映させる)を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り加算されます。
事 業 所 が 送 迎 を 行 わ な い 場 合	-50円	-99円	-149円	片道 につき	利用者が自ら通う場合や、家族が送迎を行う等、事業所が送迎を実施しない場合に減算されます。

介護職員処遇改善加算 令和6年5月31日まで	介護職員の賃金の改善等を実施している介護老人保健施設が、利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に、1000分の47(実績により1000分の34もしくは19)に相当する単位数を加算します。
介護職員等特定処遇改善加算 令和6年5月31日まで	介護職員等の賃金の改善等を実施している介護老人保健施設が、利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に、1000分の20(実績により1000分の17)に相当する単位数を加算します。
介護職員等ベースアップ等支援加算 令和6年5月31日まで	介護職員等の賃金の改善等を実施している介護老人保健施設が、利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に、1000分の10に相当する単位数を加算します。
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の賃金の改善等を実施している介護老人保健施設が、利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に、1000分の86(実績により1000分の83もしくは66もしくは53)に相当する単位数を加算します。

※ 上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理によりの金額の違いが生じます。

(2) 介護保険給付対象外サービス

種 類	内 容	利 用 料
教養娯楽費	作業活動やレクリエーションで使用する材料の費で、施設で用意するものをご利用いただいた場合にお支払いいただきます。	実費をご負担頂きます。
昼食代	食提供を行い、食事の準備等の動作のリハビリ、嚥下機能に関する評価を行い日常生活の食事に関する悩みや問題のサポートを致します。	昼食代(常食) 750円 特別食は(柔らか食など)プラス60円

○ おむつ代

おむつを使用された方は、おむつ代の実費が必要となります。

○ 処置にかかる物品代

処置に物品を使用された場合、物品代の実費が必要となります。

○ 事業の実施地域外の手送迎費

2-(4)の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は手送迎費の実費が必要となります。

○ その他の費用

通所リハビリテーションサービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

予防通所リハビリテーション利用料一覧表

（令和6年月6改定）

○予防給付サービス料金表

費 目	要支援1			要支援2		
介護保険サービス費/月	1月あたり			1月あたり		
負担割合	1割	2割	3割	1割	2割	3割
金 額	2, 393円	4, 786円	7, 179円	4, 461円	8, 921円	13, 382円

※ 実際の精算時には端数処理によりの金額の違いが生じます。

○加算利用料(保険給付の自己負担分)

費目	1割	2割	3割	加算単位	内容の説明
栄 養 改 善 加 算	211円	422円	633円	1月 につき	低栄養状態にある又はその恐れのある利用者様に対し、栄養ケア計画を作成し、適切なサービスの実施・評価・見直し等一連のプロセスを行った場合に加算されます。
口 腔 ・ 栄 養 スクリーニング加算 (I)	22円	43円	64円	1日 あたり	介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に加算されます。
口 腔 ・ 栄 養 スクリーニング加算 (II)	6円	11円	16円	1日 あたり	利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合に加算されます。
一 体 的 サ ー ビ ス 提 供 加 算	507円	1,013円	1,520円	1月 につき	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施し、利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けており、栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定しない場合に加算されます。
口 腔 機 能 向 上 加 算 (I)	159円	317円	475円	1月 につき	口腔機能の低下している又はその恐れのある利用者に対し、口腔機能改善の為の計画を作成し、適切なサービスの実施・評価・見直し等一連のプロセスを行った場合に加算されます。
口 腔 機 能 向 上 加 算 (II)	169円	338円	507円	月2回 まで	口腔機能向上加算(I)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスにあたり、当該情報を活用している場合に加算されます。
科 学 的 介 護 推 進 体 制 加 算	43円	85円	127円	1月 あたり	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況や心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供にあたって当該情報を活用している場合に加算されます。

若年性認知症利用者 受 入 加 算	254円	507円	760円	1月 につき	若年性認知症の利用者様を対象に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。
サービス提供体制 強 化 加 算 (Ⅰ) (要 支 援 Ⅰ)	93円	186円	279円	1月 につき	介護を行う職員のうち、介護福祉士が占める割合が70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が占める割合が25%以上である場合に加算されます。
サービス提供体制 強 化 加 算 (Ⅰ) (要 支 援 Ⅱ)	186円	372円	557円		
サービス提供体制 強 化 加 算 (Ⅱ) (要 支 援 Ⅰ)	76円	152円	228円	1月 につき	介護を行う職員のうち、介護福祉士が占める割合が50%以上である場合に加算されます。
サービス提供体制 強 化 加 算 (Ⅱ) (要 支 援 Ⅱ)	152円	304円	456円		
サービス提供体制 強 化 加 算 (Ⅲ) (要 支 援 Ⅰ)	26円	51円	76円	1月 につき	介護を行う職員のうち、介護福祉士が占める割合が40%以上または職員のうち勤続7年以上の占める割合が30%以上である場合に加算されます。
サービス提供体制 強 化 加 算 (Ⅲ) (要 支 援 Ⅱ)	51円	102円	152円		
退 院 時 共 同 指 導 加 算	633 円	1,266 円	1,900 円	退院後 1回限り	病院又は診療所に入院中の者が退院するにあたり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が退院前のカンファレンスに参加し、退院時共同指導（病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での通所リハビリテーションに反映させる）を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り加算されます。
12 月 超 減 算 (要 支 援 Ⅰ)	127円	254円	380円	1月 につき	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合減算されます。
12 月 超 減 算 (要 支 援 Ⅱ)	254円	507円	760円	1月 につき	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合減算されます。
介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 令和 6 年 5 月 31 日まで	介護職員の賃金の改善等を実施している介護老人保健施設が、利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に、1000分の47(実績により1000分の34もしくは19)に相当する単位数を加算します。				
介 護 職 員 等 特 定 処 遇 改 善 加 算 令和 6 年 5 月 31 日まで	介護職員等の賃金の改善等を実施している介護老人保健施設が、利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に、1000分の20(実績により1000分の17)に相当する単位数を加算します。				
介護職員等ベースアップ 等 支 援 加 算 令和 6 年 5 月 31 日まで	介護職員等の賃金の改善等を実施している介護老人保健施設が、利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に、1000分の10に相当する単位数を加算します。				

介 護 職 員 等 処 遇 改 善 加 算	介護職員等の賃金の改善等を実施している介護老人保健施設が、利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に、1000分の86(実績により1000分の83もしくは66もしくは53)に相当する単位数を加算します。
--------------------------	---

※ 上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理によりの金額の違いが生じます。

(2) 介護保険給付対象外サービス

種 類	内 容	利 用 料
教養娯楽費	作業活動やレクリエーションで使用する材料の費で、施設で用意するものをご利用いただいた場合にお支払いいただきます。	実費をご負担頂きます。
昼食代	4時間以上5時間未満をご利用されるご利用者様につきましては、昼食を提供しております。食後のコーヒー付き。	昼食代(常食) 750円 特別食は(柔らか食など)+60円

○ おむつ代

おむつを使用された方は、おむつ代の実費が必要となります。

○ 処置にかかる物品代

処置に物品を使用された場合、物品代の実費が必要となります。

○ 事業の実施地域外の送迎費

2-(4)の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は送迎費の実費が必要となります。

○ その他の費用

通所リハビリテーションサービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。